地 域 公共交通 の 活性化及び 再生に 関する法 律の 部 を 改正する法 律 案に対す る 附 帯 決 議

平成二十年五月二十二日

/議院国土交通委員会

政 、府は、 本 法 の施行に当たり、 次の諸点につい て適切な措置を講じ、 その運 用に遺憾なきを期すべ

る。

意 か らもその重要性が増 欲 地域公共交通 的 な 取 組 への支援に努めるとともに、 は地域 域 していることにかんがみ、 の 経済社会活動 の基盤であり、 地 域公共交通 引き続き、 ま 総合連 た地 活性化に 球 携 温 一暖化防· 計 画 向けた地方自治体、 の 策 圹 定 を まちづくり、 促 進すること。 住民 観 光 の 振 積 興 極 の 観 点

確 保に 者等に 現下の地方鉄道の 努めること。 対する 周 知 厳 また、 徹 底 しい経営状況にかんがみ、 に 鉄道 より、 軌 その活 道輸送 高 用 を促 度化事業費補 Ų 新設される鉄道 地 方鉄 助 金 道 ゃ の 地 利 事業 方 便 財 性 政措 ゃ 再構築事 快 置 適 等 性 業 同 の 向 の地方自治体、 事 業に 上 等による 必要な支援 需 住 要 措 喚 民、 置 起 を

施 設 鉃 の保守、 道 事業再構築事 管 理 |部門の分離により安全性が損なわれることのないよう万全を期すこと。 業 によって公有民営方式 による上下分離 制 度が採 用 され る場 合には、 運 行 部門 と鉄道

右決議する。

確

実に行うこと。